

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和元年 5 月 修正)	石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和●年●月 修正)	

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
目 次	目 次	
第1章 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 (略)	第1章 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 (略)	
第2章 原子力災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・ 25 第1節～第7節 (略) 第8節 <u>緊急時医療体制</u> の整備・・・・・・・・・・・・ 39 第9節～第18節 (略)	第2章 原子力災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・ 25 第1節～第7節 (略) 第8節 <u>原子力災害医療体制</u> の整備・・・・・・・・・・・・ 39 第9節～第18節 (略)	
第3章 原子力災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・ 51 (略)	第3章 原子力災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・ 51 (略)	
第4章 原子力災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・ 107 (略)	第4章 原子力災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・ 107 (略)	
第5章 複合災害対策・・・・・・・・・・・・・・ 113 (略)	第5章 複合災害対策・・・・・・・・・・・・・・ 113 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総 則 第 1 節～第 2 節 （略） 第 3 節 原子力災害対策指針に基づく方針 1 （略） 2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態（略） (1) 放射性物質又は放射線の放出 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間<u>留まる</u>可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。 (2) （略） 3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 (1) （略） (2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方（略） ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） (イ) 基本的な考え方（略） 【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質	第 1 章 総 則 第 1 節～第 2 節 （略） 第 3 節 原子力災害対策指針に基づく方針 1 （略） 2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態（略） (1) 放射性物質又は放射線の放出 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間<u>とどまる</u>可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。 (2) （略） 3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 (1) （略） (2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方（略） ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） (イ) 基本的な考え方（略） 【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質	

現 行	修 正 案	備 考
若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者<u>(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)</u>の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、国、県、志賀町は、原子力施設の近傍のP A Z内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。 【施設敷地緊急事態】 (略) 【全面緊急事態】 (略) この段階では、国、県及び市町は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、U P Z内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を<u>講じる</u>ことも必要である。 (略) (イ) (略)	若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、<u>原子力災害対策指針で規定される</u>施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、国、県、志賀町は、原子力施設の近傍のP A Z内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。 【施設敷地緊急事態】 (略) 【全面緊急事態】 (略) この段階では、国、県及び市町は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、U P Z内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を<u>講ずる</u>ことも必要である。 (略) (イ) (略)	

現 行		修 正 案		備 考																																												
緊急事態区分とEALについて		緊急事態区分とEALについて																																														
志賀原子力発電所におけるEAL		志賀原子力発電所におけるEAL																																														
<table><tr><th>警戒事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</td><td></td></tr><tr><td>3～4 (略)</td><td></td></tr><tr><td>5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</td><td></td></tr><tr><td>6～7 (略)</td><td></td></tr><tr><td>8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。</td><td></td></tr><tr><td>9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</td><td></td></tr><tr><td>10～11 (略)</td><td></td></tr><tr><td>12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td></td></tr><tr><td>※1:(略) ※2:(略)</td><td></td></tr></table>		警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	(略)	2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。		3～4 (略)		5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。		6～7 (略)		8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。		9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。		10～11 (略)		12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		※1:(略) ※2:(略)		<table><tr><th>警戒事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することが出来ない場合、若しくは停止したことを確認することが出来ない場合。</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合。</td><td></td></tr><tr><td>3～4 (略)</td><td></td></tr><tr><td>5. 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ ※1 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</td><td></td></tr><tr><td>6～7 (略)</td><td></td></tr><tr><td>8. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。</td><td></td></tr><tr><td>9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室及び中央制御室外操作館室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</td><td></td></tr><tr><td>10～11 (略)</td><td></td></tr><tr><td>12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td></td></tr><tr><td>※1:(略) ※2:(略)</td><td></td></tr></table>		警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することが出来ない場合、若しくは停止したことを確認することが出来ない場合。	(略)	2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合。		3～4 (略)		5. 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ ※1 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。		6～7 (略)		8. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。		9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室及び中央制御室外操作館室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。		10～11 (略)		12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		※1:(略) ※2:(略)		
警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																															
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	(略)																																															
2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。																																																
3～4 (略)																																																
5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。																																																
6～7 (略)																																																
8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。																																																
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。																																																
10～11 (略)																																																
12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																
※1:(略) ※2:(略)																																																
警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																															
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することが出来ない場合、若しくは停止したことを確認することが出来ない場合。	(略)																																															
2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合。																																																
3～4 (略)																																																
5. 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ ※1 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。																																																
6～7 (略)																																																
8. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。																																																
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室及び中央制御室外操作館室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。																																																
10～11 (略)																																																
12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																
※1:(略) ※2:(略)																																																
※ (略)		※ (略)																																														

現 行	修 正 案	備 考								
<table><tr><th>施設敷地緊急事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1～7（略） 8. <u>全交流電源</u>の30分以上喪失 ※1 全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9.（略） 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失<u>または喪失可能性</u> ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化<u>し</u>、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 （略） 17.（略） 18. 防護措置の準備<u>および</u>一部実施が必要な事象発生 （略） 19.（略） ※1：（略） ※2：（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1～7（略） 8. <u>全交流電源</u> の30分以上喪失 ※1 全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9.（略） 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失 <u>または喪失可能性</u> ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化 <u>し</u> 、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 （略） 17.（略） 18. 防護措置の準備 <u>および</u> 一部実施が必要な事象発生 （略） 19.（略） ※1：（略） ※2：（略）	（略）	<table><tr><th>施設敷地緊急事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1～7（略） 8. <u>非常用交流高圧母線</u>の30分<u>間</u>以上喪失 ※1 全ての<u>非常用交流高圧母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9.（略） 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉<u>圧力</u>容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失<u>又は喪失のおそれ</u> ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃<u>が</u>し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室<u>他</u>の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室<u>及び中央制御室外操作盤室</u>の環境が悪化<u>することにより</u>原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全て<u>の</u>喪失 ※1 （略） 17.（略） 18. 防護措置の準備<u>及び</u>一部実施が必要な事象発生 （略） 19.（略） ※1：（略） ※2：（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1～7（略） 8. <u>非常用交流高圧母線</u> の30分 <u>間</u> 以上喪失 ※1 全ての <u>非常用交流高圧母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9.（略） 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉 <u>圧力</u> 容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失 <u>又は喪失のおそれ</u> ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃 <u>が</u> し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室 <u>他</u> の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室 <u>及び中央制御室外操作盤室</u> の環境が悪化 <u>することにより</u> 原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全て <u>の</u> 喪失 ※1 （略） 17.（略） 18. 防護措置の準備 <u>及び</u> 一部実施が必要な事象発生 （略） 19.（略） ※1：（略） ※2：（略）	（略）	
施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要									
1～7（略） 8. <u>全交流電源</u> の30分以上喪失 ※1 全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9.（略） 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失 <u>または喪失可能性</u> ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化 <u>し</u> 、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 （略） 17.（略） 18. 防護措置の準備 <u>および</u> 一部実施が必要な事象発生 （略） 19.（略） ※1：（略） ※2：（略）	（略）									
施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要									
1～7（略） 8. <u>非常用交流高圧母線</u> の30分 <u>間</u> 以上喪失 ※1 全ての <u>非常用交流高圧母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9.（略） 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉 <u>圧力</u> 容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失 <u>又は喪失のおそれ</u> ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃 <u>が</u> し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室 <u>他</u> の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室 <u>及び中央制御室外操作盤室</u> の環境が悪化 <u>することにより</u> 原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全て <u>の</u> 喪失 ※1 （略） 17.（略） 18. 防護措置の準備 <u>及び</u> 一部実施が必要な事象発生 （略） 19.（略） ※1：（略） ※2：（略）	（略）									
※（略）	※（略）									

現 行		修 正 案		備 考																																																				
<table><tr><th>全面緊急事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1～4 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>5. <u>原子炉停止の失敗または停止確認不能</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入</u>により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。</td><td></td></tr><tr><td>6～8 (略)</td><td></td></tr><tr><td>9. <u>全交流電源</u>の1時間以上喪失 ※1 全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。</td><td></td></tr><tr><td>10. 全直流電源の5分以上喪失 ※1 (略)</td><td></td></tr><tr><td>11. (略)</td><td></td></tr><tr><td>12. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。</td><td></td></tr><tr><td>13～14 (略)</td><td></td></tr><tr><td>15. 2つの障壁喪失<u>および</u>1つの障壁の喪失<u>または</u>喪失<u>可能性</u> ※1 (略)</td><td></td></tr><tr><td>16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</td><td></td></tr><tr><td>17～18 (略)</td><td></td></tr><tr><td>※1：(略) ※2：(略)</td><td></td></tr></table>		全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1～4 (略)	(略)	5. <u>原子炉停止の失敗または停止確認不能</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>制御棒の挿入</u> により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。		6～8 (略)		9. <u>全交流電源</u> の1時間以上喪失 ※1 全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。		10. 全直流電源の5分以上喪失 ※1 (略)		11. (略)		12. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。		13～14 (略)		15. 2つの障壁喪失 <u>および</u> 1つの障壁の喪失 <u>または</u> 喪失 <u>可能性</u> ※1 (略)		16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。		17～18 (略)		※1：(略) ※2：(略)		<table><tr><th>全面敷地緊急事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1～4 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>5. <u>全ての原子炉停止操作の失敗</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作</u>により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合。</td><td></td></tr><tr><td>6～8 (略)</td><td></td></tr><tr><td>9. <u>全非常用交流高圧母線</u>の1時間以上喪失 ※1 全ての<u>非常用交流高圧母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。</td><td></td></tr><tr><td>10. 全直流電源の5分<u>間</u>以上喪失 ※1 (略)</td><td></td></tr><tr><td>11. (略)</td><td></td></tr><tr><td>12. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉<u>圧力</u>容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。</td><td></td></tr><tr><td>13～14 (略)</td><td></td></tr><tr><td>15. 2つの障壁喪失<u>及び</u>1つの障壁の喪失<u>又は</u>喪失<u>のおそれ</u> ※1 (略)</td><td></td></tr><tr><td>16. 原子炉制御室<u>他</u>の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室<u>及び</u>中央制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、<u>又は</u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</td><td></td></tr><tr><td>17～18 (略)</td><td></td></tr><tr><td>※1：(略) ※2：(略)</td><td></td></tr></table>		全面敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1～4 (略)	(略)	5. <u>全ての原子炉停止操作の失敗</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>全ての停止操作</u> により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合。		6～8 (略)		9. <u>全非常用交流高圧母線</u> の1時間以上喪失 ※1 全ての <u>非常用交流高圧母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。		10. 全直流電源の5分 <u>間</u> 以上喪失 ※1 (略)		11. (略)		12. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉 <u>圧力</u> 容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。		13～14 (略)		15. 2つの障壁喪失 <u>及び</u> 1つの障壁の喪失 <u>又は</u> 喪失 <u>のおそれ</u> ※1 (略)		16. 原子炉制御室 <u>他</u> の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室 <u>及び</u> 中央制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、 <u>又は</u> 原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。		17～18 (略)		※1：(略) ※2：(略)		
全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																																							
1～4 (略)	(略)																																																							
5. <u>原子炉停止の失敗または停止確認不能</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>制御棒の挿入</u> により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。																																																								
6～8 (略)																																																								
9. <u>全交流電源</u> の1時間以上喪失 ※1 全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。																																																								
10. 全直流電源の5分以上喪失 ※1 (略)																																																								
11. (略)																																																								
12. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。																																																								
13～14 (略)																																																								
15. 2つの障壁喪失 <u>および</u> 1つの障壁の喪失 <u>または</u> 喪失 <u>可能性</u> ※1 (略)																																																								
16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。																																																								
17～18 (略)																																																								
※1：(略) ※2：(略)																																																								
全面敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																																							
1～4 (略)	(略)																																																							
5. <u>全ての原子炉停止操作の失敗</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>全ての停止操作</u> により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合。																																																								
6～8 (略)																																																								
9. <u>全非常用交流高圧母線</u> の1時間以上喪失 ※1 全ての <u>非常用交流高圧母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。																																																								
10. 全直流電源の5分 <u>間</u> 以上喪失 ※1 (略)																																																								
11. (略)																																																								
12. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉 <u>圧力</u> 容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。																																																								
13～14 (略)																																																								
15. 2つの障壁喪失 <u>及び</u> 1つの障壁の喪失 <u>又は</u> 喪失 <u>のおそれ</u> ※1 (略)																																																								
16. 原子炉制御室 <u>他</u> の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室 <u>及び</u> 中央制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、 <u>又は</u> 原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。																																																								
17～18 (略)																																																								
※1：(略) ※2：(略)																																																								
※ (略)		※ (略)																																																						

現 行	修 正 案	備 考
イ 運用上の介入レベル（O I L） (ア) 基本的な考え方 全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を<u>講じる</u>ことが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。 このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。 放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を<u>講じるようにしなければならない</u>。 これらの措置を<u>講じる</u>場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を<u>講じる</u>ようにしなければならない。 さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を<u>講じる</u>地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	イ 運用上の介入レベル（O I L） (ア) 基本的な考え方 全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を<u>講ずる</u>ことが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。 このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。 放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を<u>講じなければならない</u>。 これらの措置を<u>講ずる</u>場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を<u>講ずる</u>ようにしなければならない。 さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を<u>講ずる</u>地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	

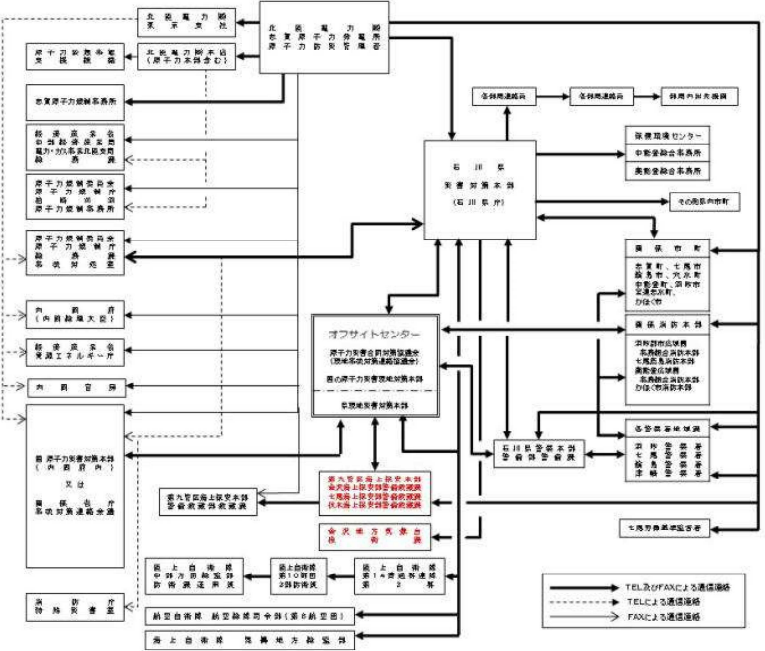
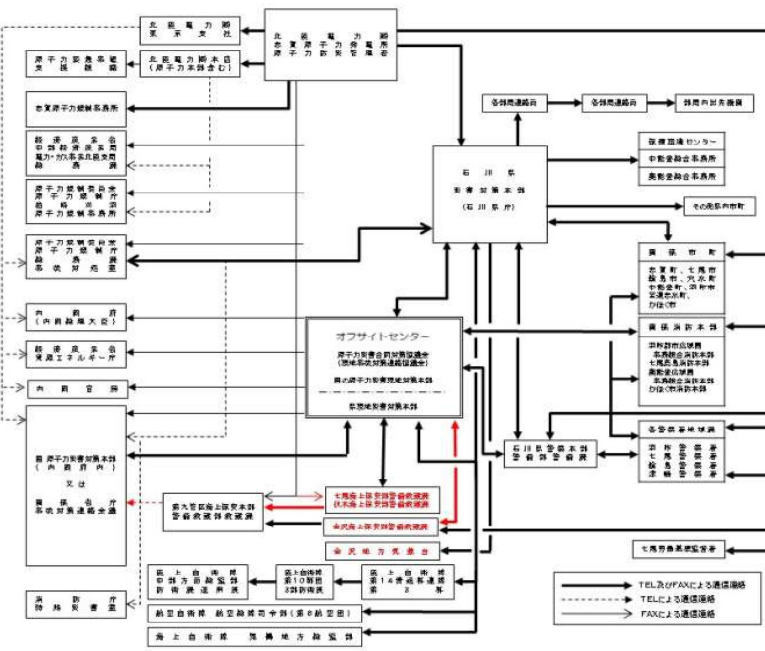
現 行	修 正 案	備 考								
(イ) (略) 第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。 1 石川県 ～ 8 消防機関 (略) 9 指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。</td></tr></table> 1 0 自衛隊 (略) ～ 1 4 原子力事業者 (略) 第 5 節 (略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。	(イ) (略) 第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。 1 石川県 ～ 8 消防機関 (略) 9 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。</td></tr></table> 1 0 自衛隊 (略) ～ 1 4 原子力事業者 (略) 第 5 節 (略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。									
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱									
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。									

現 行	修 正 案	備 考
第２章 原子力災害予防計画 第１節 発電所における予防措置等の責務等 １ （略） ２ 発電所の保安管理 （１）（略） （２）原子力保安検査官は、発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行い、発電所の安全性の確保に努めることとされている。 （３）（略） ３～６ （略） 第２節 原子力防災体制等の整備 １～１２ （略） 第３節 原子力防災知識の普及 県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、<u>且頃</u>から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。 １ （略） ２ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発（略） （１）関係市町住民に対する対応（略） ア （略）	第２章 原子力災害予防計画 第１節 発電所における予防措置等の責務等 １ （略） ２ 発電所の保安管理 （１）（略） （２）原子力運転検査官は、発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行い、発電所の安全性の確保に努めることとされている。 （３）（略） ３～６ （略） 第２節 原子力防災体制等の整備 １～１２ （略） １３ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下における防護措置 <u>（１）県及び市町は、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> <u>（２）市町は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</u> 第３節 原子力防災知識の普及 県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、<u>平常時</u>から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。 １ （略） ２ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発（略） （１）関係市町住民に対する対応（略） ア （略）	

現 行	修 正 案	備 考
イ 普及及び啓発の内容 (ア)～(キ) (略) (ク) 安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用に関すること。 (ケ)～(コ) (略) (2) (略) 3 (略) 第4節 ～ 第7節 (略) 第8節 原子力災害医療体制の整備 (略) 1 原子力災害医療体制の整備 (1) 県は、国が示す施設要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、原子力災害医療協力機関を登録する。 (2)～(3) (略) (4) 県は、国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練を実施する。 2 (略) 3 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) P A Zにおける事前配布 県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。 また、県及び志賀町は、互いに連携し、原子力災害対策重点区域のうち	イ 普及及び啓発の内容 (ア)～(キ) (略) (ク) 安定ヨウ素剤の服用に関すること。 (ケ)～(コ) (略) (2) (略) 3 (略) 第4節 ～ 第7節 (略) 第8節 原子力災害医療体制の整備 (略) 1 原子力災害医療体制の整備 (1) 県は、国が示す施設要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、<u>原子力災害対策に協力できる</u>原子力災害医療機関を登録する。 (2)～(3) (略) <u>(4) 県は、国と連携して、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。</u> <u>(5) 高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療に係る情報システムの活用に努める。</u> <u>(6)</u> 県は、国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練を実施する。 2 (略) 3 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) P A Z<u>内</u>における事前配布 県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、<u>原子力災害対策指針を参考に</u>、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。 また、県及び志賀町は、互いに連携し、原子力災害対策重点区域のうち	

現 行	修 正 案	備 考
P A Zにおいて、平時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。 (略) (2) P A Z外における備蓄等 県は、緊急時に備え、安定ヨウ素剤を購入し、避難等の際に配布できるよう避難経路近傍等の適切な場所に備蓄する。 (略) 4～6 (略) 第9節 (略) 第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等 1 (略) 2 救助・救急活動体制の整備 (1) (略) (2) 県及び消防機関等は、原子力事業者による被ばく患者の搬送、受入れについての通信連絡について、国や各防災関係機関と同様に、緊密な関係を維持するよう努める。 3 (略) 第11節 避難計画の策定 1～8 (略) 9 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及び避難退域時検査の場所・方法について、<u>旦頃</u>から住民等への周知徹底に努める。 10～11 (略) 第12節～第18節 (略)	P A Z <u>内</u>において、平<u>常</u>時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。 (略) (2) P A Z外における備蓄等 県は、緊急時に備え、<u>原子力災害対策指針を参考に</u>、安定ヨウ素剤を購入し、避難等の際に配布できるよう避難経路近傍等の適切な場所に備蓄する。 (略) 4～6 (略) 第9節 (略) 第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等 1 (略) 2 救助・救急活動体制の整備 (1) (略) (2) 県及び消防機関等は、原子力事業者による<u>放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）</u>の搬送、受入れについての通信連絡について、国や各防災関係機関と同様に、緊密な関係を維持するよう努める。 3 (略) 第11節 避難計画の策定 1～8 (略) 9 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及び避難退域時検査の場所・方法について、<u>平常時</u>から住民等への周知徹底に努める。 10～11 (略) 第12節～第18節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(1)～(2) (略) (3) 原子力防災専門官、原子力保安検査官の通報連絡 原子力防災専門官及び原子力保安検査官は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに発電所の状況等を確認し、その結果等を、知事をはじめ原子力規制委員会、志賀町長に通報連絡することとなっている。 (4)～(8) (略) (9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡 ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力防災専門官及び上席放射線専門官に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。 イ～ウ (略) エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について原子力事業者防災業務計画第3章第1節3（1）に基づき通報連絡を行う。 4 応急対策活動情報等の連絡 国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡系統により相互に通報連絡を行う。	(1)～(2) (略) (3) 原子力防災専門官、原子力運転検査官の通報連絡 原子力防災専門官及び原子力運転検査官は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに発電所の状況等を確認し、その結果等を、知事をはじめ原子力規制委員会、志賀町長に通報連絡することとなっている。 (4)～(8) (略) (9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡 ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。 イ～ウ (略) エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について原子力事業者防災業務計画第3章第1節3（1）に基づき通報連絡を行う。 4 応急対策活動情報等の連絡 国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡系統により相互に通報連絡を行う。	

現 行	修 正 案	備 考
事故通報（第2報以降）通報連絡系統図  (略)	事故通報（第2報以降）通報連絡系統図  (略)	
第4節～第6節（略） 第7節 屋内退避、退避等の防護対策 第7節 屋内退避、退避等の防護対策 1 屋内退避、避難等の防護対策について 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す屋内退避、避難等の防護対策を実施する。また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を	第4節～第6節（略） 第7節 屋内退避、退避等の防護対策 第7節 屋内退避、退避等の防護対策 1 屋内退避、避難等の防護対策について 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す屋内退避、避難等の防護対策を実施する。また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を	

現 行	修 正 案	備 考
とり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 2 防護対策の決定 (1) 国等の屋内退避、避難等の勧告・指示<u>等の指示</u>・要請 ア (略) イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。 また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。 ウ 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。	とり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 <u>なお、感染症の流行下における屋内退避、避難等の防護措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先として、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、防護措置を実施するものとする。</u> 2 防護対策の決定 (1) 国等の屋内退避、避難等の勧告・指示・要請<u>等</u> ア (略) イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。 また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。 <u>要請内容の判断のため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等は、県及び志賀町より事前の状況把握等を行うとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、志賀町は、それぞれが実施する対策について相互に協力することとなっている。</u> <u>・施設敷地緊急事態要避難者の数および内訳並びに避難の方針</u> <u>・避難ルート、避難先の概要</u> <u>・移動手段の確保見込み</u> <u>・その他必要な事項</u> ウ 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。 <u>指示内容の判断のため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等は、県及び関係市町より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、関係市町は、それぞれが実施する対策について相互に協力することとなっている。</u> <u>・PAZ内の避難者の数及び避難の方針</u> <u>・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</u> <u>・避難ルート、避難先の概要</u> <u>・移動手段の確保見込み</u> <u>・その他必要な事項</u>	

現 行	修 正 案	備 考
原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施や〇 I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びU P Z外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。 エ 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、緊急事態の状況により、〇 I Lに基づき緊急時モニタリング等の結果に応じて関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととなっている。 オ （略） (2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等 ア～イ （略） ウ 県は、全面緊急事態に至った場合は、内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長からの防護措置に関する指示又は<u>独自</u>の判断により、志賀町に対し、速やかにP A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示についての連絡を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には志賀町と連携し国に要請を行う。 また、県は、国の指示若しくは要請又は<u>独自</u>の判断により、関係市町に対し、屋内退避の実施や〇 I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U P Z外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請する。 エ～オ （略） (3) （略） (4) （略） 3 （略） 4 避難等 (1)～(2) （略） (3) その他 ア～ウ （略）	原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施や〇 I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びU P Z外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。 エ 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、緊急事態の状況により、〇 I Lに基づき緊急時モニタリング等の結果に応じて関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととなっている。 <u>指示内容の判断のため、原子力災害合同対策協議会等は、県及び関係市町より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、関係市町は、それぞれが実施する対策について相互に協力することとなっている。</u> <u>・U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</u> <u>・避難ルート、避難先の概要</u> <u>・移動手段の確保見込み</u> <u>・その他必要な事項</u> オ （略） (2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等 ア～イ （略） ウ 県は、全面緊急事態に至った場合は、内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長からの防護措置に関する指示又は<u>自らの</u>判断により、志賀町に対し、速やかにP A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示についての連絡を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には志賀町と連携し国に要請を行う。 また、県は、国の指示若しくは要請又は<u>自らの</u>判断により、関係市町に対し、屋内退避の実施や〇 I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U P Z外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請する。 エ～オ （略） (3) （略） (4) （略） 3 （略） 4 避難等 (1)～(2) （略） (3) その他 ア～ウ （略） <u>エ 感染症対策</u> <u>県及び市町は、原子力災害時において、感染症の発生、拡大が見られる</u>	

現 行	修 正 案	備 考
5～14 （略） 第8節 （略） 第9節 飲食物の摂取制限に関する措置 県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の<u>指導、助言、</u>指示に基づき、<u>又は独自の判断により、応急食料の供給等に配慮しつつ、</u>飲食物の出荷制限、摂取制限<u>及びこれらの解除の措置を講じる。</u> 1 飲食物の摂取制限 (1) 国のとる措置 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>応じて、</u>飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県に<u>おける検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置する</u>こととされている。 (2) ～ (3) （略） 2 （略） 第10節 （略） 第11節 救助・救急、消火活動等 1 救助・救急活動 (1) 北陸電力のとる措置 原子力防災管理者（発電所長）は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。 また、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等を原子力災害医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</u>	<u>場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> 5～14 （略） 第8節 （略） 第9節 飲食物の摂取制限に関する措置 県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の<u>指示及び要請</u>に基づき、<u>飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な</u>出荷制限、摂取制限<u>並びに</u>これらの解除の措置を<u>講ずる。</u> 1 飲食物の摂取制限 (1) 国のとる措置 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>より、</u>飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県に検査計画<u>の策定・検査の実施を指示・要請することとされている。また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の接種制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示する</u>こととされている。 (2) ～ (3) （略） 2 （略） 第10節 （略） 第11節 救助・救急、消火活動等 1 救助・救急活動 (1) 北陸電力のとる措置 原子力防災管理者（発電所長）は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。 また、<u>被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・除染状況を説明し、汚染の拡大措置が行える者を随行させるものとする。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
(2) 県及び関係市町のとる措置 県及び関係市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。 また、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害医療機関</u>の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。 (3)～(4) (略) 2～3 (略) 第12節 原子力災害医療措置 1 原子力災害医療体制 (1) (略) (2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長（知事）は、原子力災害医療班の設置に当たり、<u>国の原子力災害対策本部長に対して、国の原子力災害医療に係る医療チームの派遣を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行うものとする。</u>また、日本赤十字社石川県支部（以下「日赤」という。）、石川県医師会（地域医師会を含む。以下同じ。）、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。 (略) イ (略)	(2) 県及び関係市町のとる措置 県及び関係市町は、<u>被ばく傷病者等となる住民等の原子力災害拠点病院等への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。</u> また、被ばく傷病者等の処置を行った<u>原子力災害拠点病院等</u>の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。 (3)～(4) (略) 2～3 (略) 第12節 原子力災害医療措置 1 原子力災害医療体制 (1) (略) (2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長（知事）は、原子力災害医療班の設置に当たり、<u>必要に応じて、速やかに原子力災害医療・総合支援センター又は原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行うものとする。</u> また、日本赤十字社石川県支部（以下「日赤」という。）、石川県医師会（地域医師会を含む。以下同じ。）、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。 <u>原子力災害拠点病院は、原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を受け入れ、適切な診療等を行うものとする。また、原子力災害医療協力機関は、地方公共団体や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力するものとする。</u> (略) イ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(3)～(4) (略) 2 原子力災害医療措置の実施 (略) (1) (略) (2) 原子力災害医療の実施 原子力災害医療協力機関チーム及び原子力災害拠点病院チームは、汚染や被ばくのおそれのある傷病者に対して、初期対応段階における医療処置（トリアージ、救急処置、汚染検査、簡易除染等）を円滑に行う。 (3)～(5) (略) 3～4 (略) 第13節 応援協力活動 1～5 (略) 6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (1)原子力災害対策本部長は、<u>必要に応じて</u>、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のために、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとなっている。 (2)県は、<u>初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する</u>原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。 第14節～第15節 (略)	(3)～(4) (略) 2 原子力災害医療措置の実施 (略) (1) (略) (2) 原子力災害医療の実施 原子力災害医療協力機関チーム及び原子力災害拠点病院チームは、汚染や被ばくのおそれのある傷病者に対して、初期対応段階における医療処置（トリアージ、救急処置、汚染検査、簡易除染等）を円滑に行う。 <u>また、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行う。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</u> (3)～(5) (略) 3～4 (略) 第13節 応援協力活動 1～5 (略) 6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (1)原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のために、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとなっている。 <u>(2)原子力被災者生活支援チームは、県庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する県、関係市町との連絡・調整を行うものとする。</u> (3)県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。 第14節～第15節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第４章 原子力災害復旧計画 第１節～第４節 （略） 第５節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等 １～１０ （略） １１ 北陸電力の措置 （１） （略） （２）相談窓口の設置 北陸電力は、相談窓口を設置する等、<u>原子力緊急事態解除宣言が発出された後、速やかに</u>被災者の損害賠償請求等に対応するために必要な体制を整備する。 （３） （略） １２～１３ （略）	第４章 原子力災害復旧計画 第１節～第４節 （略） 第５節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等 １～１０ （略） １１ 北陸電力の措置 （１） （略） （２）相談窓口の設置 北陸電力は、相談窓口を設置する等、<u>原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに</u>被災者の損害賠償請求等に対応するために必要な体制を整備する。 （３） （略） １２～１３ （略）	

現 行	修 正 案	備 考
第 5 章 複合災害対策 第 1 節 基本方針 (略) 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 県における通信連絡設備の整備 ア 県と国、関係市町及び防災関係機関の間を結ぶ電話・ファクシミリ等の専用回線網 イ 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系及び地上系防災行政無線施設</u> ウ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器 (2) (略) 2 (略) 第 3 節～第 4 節 (略)	第 5 章 複合災害対策 第 1 節 基本方針 (略) 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 県における通信連絡設備の整備 ア 県と国、関係市町及び防災関係機関の間を結ぶ電話・ファクシミリ等の専用回線網 イ 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系防災行政無線施設及びIMSを活用した地上系通信施設</u> ウ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器 (2) (略) 2 (略) 第 3 節～第 4 節 (略)	